

見 積 書 提 出 依 頼

令和8年8月18日(火)13:30

件 名	(R8)量水器取替工事
業 務 内 容 等	別紙(仕様書)のとおり
履 行 期 限	別紙(仕様書)のとおり
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第二係 ○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】 (https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form)からご連絡ください。見積書提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで見積書をご提出ください。 ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見積書提出期限	令和8年8月25日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第二係 成底 TEL:098-866-0031(内線)81341
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官付 寺平 TEL:098-866-0031(内線)82528
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備 考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 - 提出日及び件名を記載する。 - 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 - 見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が100万円以上の場合は請書、250万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

工 事 名	(R8)量水器取替工事		
工 事 場 所	豊見城市豊見城385-1ほか		
工 期	契約締結日から4カ月		
支 払 条 件	完了払(履行後適法な支払請求書を受理した日から起算して40日以内とする。)		
工 事 概 要	1	豊見城住宅1～9号棟(114戸)及び共用栓(1力所) 量水器20A取替(直読式) 量水器40A取替(直読式)	(豊見城市豊見城385-1) 114個 1個
	2	名嘉地住宅1～3号棟(96戸)及び共用栓(1力所) 量水器20A取替(直読式) 量水器40A取替(直読式)	(豊見城市名嘉地369) 96個 1個
	3	上田住宅1号棟(22戸)及び共用栓(1力所) 量水器20A取替(直読式)	(豊見城市上田103-1) 23個
	4	上記工事に伴う仮設、復旧その他の付帯工事一式、廃材の処分を含む。	
一 般 事 項	1	工事は本仕様書によるほか、UR都市機構の「保全工事共通仕様書」(令和5年版)及び各自治体の水道事業給水条例により施工する。	
	2	本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用するように配慮すること。	
	3	本工事に際し、施工要領、工程等について監督職員と充分打合せを行う。また、疑義を生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。	
	4	入居者との日程調整が必要な場合は、宿舍管理人と十分打合せを行った上、請負業者により調整を行うこと。	
	5	作業時間は入居者及び近隣住民に迷惑をかけないように配慮することとし、概ね午前8時～午後6時までとし、日曜祭日は原則として作業を休むこととする。なお、細部については監督職員の指示による。	
	6	本工事に起因する騒音、振動のほか、現場における安全対策等については、近隣住民及び当該住宅の住民に迷惑をかけないように十分注意すること。	
	7	作業場・工事車両待機場・作業員休憩所等は本敷地内に設けて差し支えないが事前に当局と設置場所・工法等について協議すること。なお、工事終了後は速やかに後片付けのうえ原状に復すること。	
	8	工事施工に起因して既存道路その他の工作物を損傷したときは、その都度監督職員の指示により速やかに修復等適切な措置をすること。	

- 9 工事施工にあたっては塗装箇所周辺に適切な養生を行い、塗料が飛散しないよう注意を払うこと。やむを得ず飛散した場合は速やかに拭き取ること。
- 10 工事完了後は清掃後片付けを確実にしない、工事発生材は関係法令に基づき、場外自由処分とする。
- 11 工事完了後、宿舍管理人に報告し、確認点検を必ず受け確認印を受領し提出すること。
- 12 工事工程写真は工事種目毎に①資材搬入、②着工前、③施工中(各工程毎)、④完成時に撮影すること。
なお、撮影に際しては黒板または白板(ミニサイズ可)に住宅名、施工箇所、施工内容等をもれなく記入し撮影すること。
- 13 工事完了後は速やかに所定の様式により竣工届を工事工程写真と共に監督職員に提出し確認を受けること。

- 共 通 事 項
- 1 工事の実施に先立ち現場代理人を選任し所定の様式により現場代理人等通知書(経歴書、資格証明書添付)を監督職員に提出し確認を受けること。
 - 2 本工事の施工に必要なメーカーリスト、型式及び見本等はあらかじめ監督職員の承認を得ること。
 - 3 既設撤去跡の塗装補修については、現地の色と同色又は近似色にて塗装すること。
 - 4 工事竣工後、引渡しの日から1年間、工事目的物にかしがあるときは、かし修補をする。

- 特 記 事 項
- 1 本工事には自治体に提出する書類作成費用・検査費用等を含むものとする。
 - 2 施工にあたっては、指定給水装置工事事業者の登録を行い、水道事業管理者と十分打合せを行うこと。
 - 3 量水器取外し時の指示数値及び検定済み量水器の取付け時の指示数値を記録し、水道事業者及び監督職員に提出する。

- 実 施 条 件
- 1 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。
また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しコミュニケーションにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定(例:メールであればBCC)を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

- 受 注 者 の 責 務
- 1 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
※URL:<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

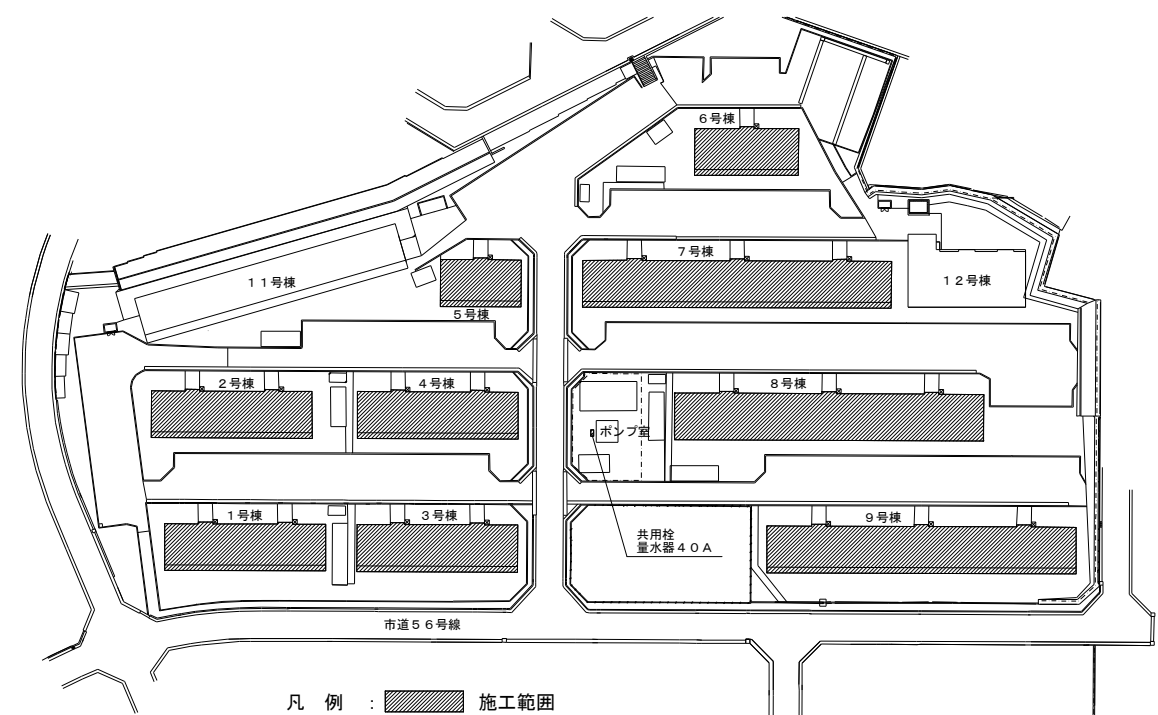
13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。



案内図 NO SCALE



凡 例 :  施工範囲

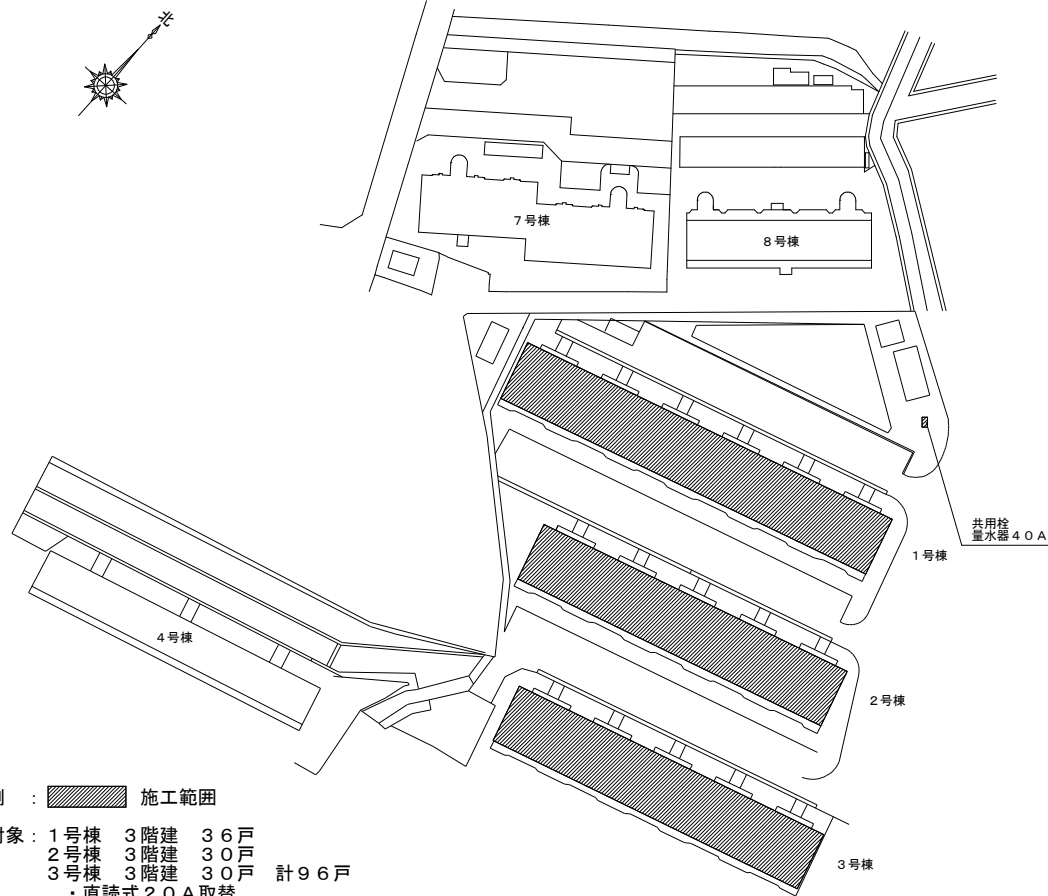
施工対象：	1号棟	3階建	12戸
	2号棟	3階建	12戸
	3号棟	3階建	12戸
	4号棟	3階建	12戸
	5号棟	3階建	6戸
	6号棟	3階建	6戸
	7号棟	3階建	18戸
	8号棟	3階建	18戸
	9号棟	3階建	18戸
			計114戸
		・直読式20A取替	
		共用栓量水器 1個	
		・直読式40A取替	

配置図 S=1/1000

豊見城住宅



案内図 NO SCALE



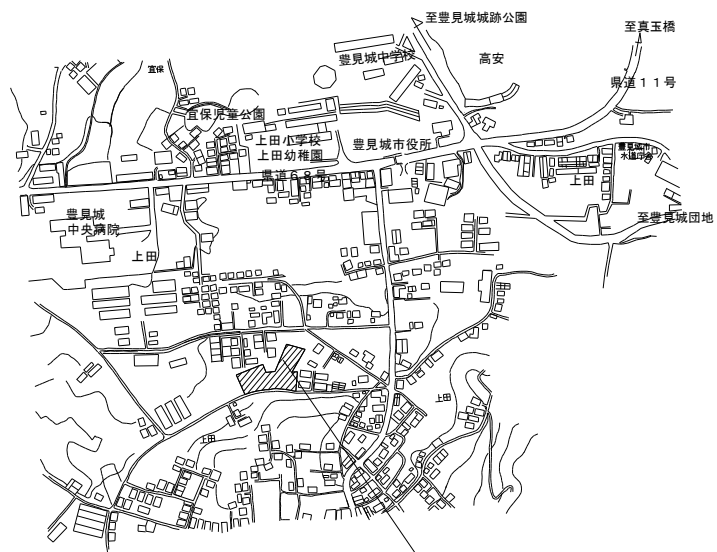
配置図 S=1/1000

凡 例 :  施工範囲

施工対象 : 1号棟 3階建 36戸
2号棟 3階建 30戸
3号棟 3階建 30戸 計96戸

- ・直読式20A取替
- 共用栓量水器 1個
- ・直読式40A取替

名嘉地住宅



工事場所：上田住宅

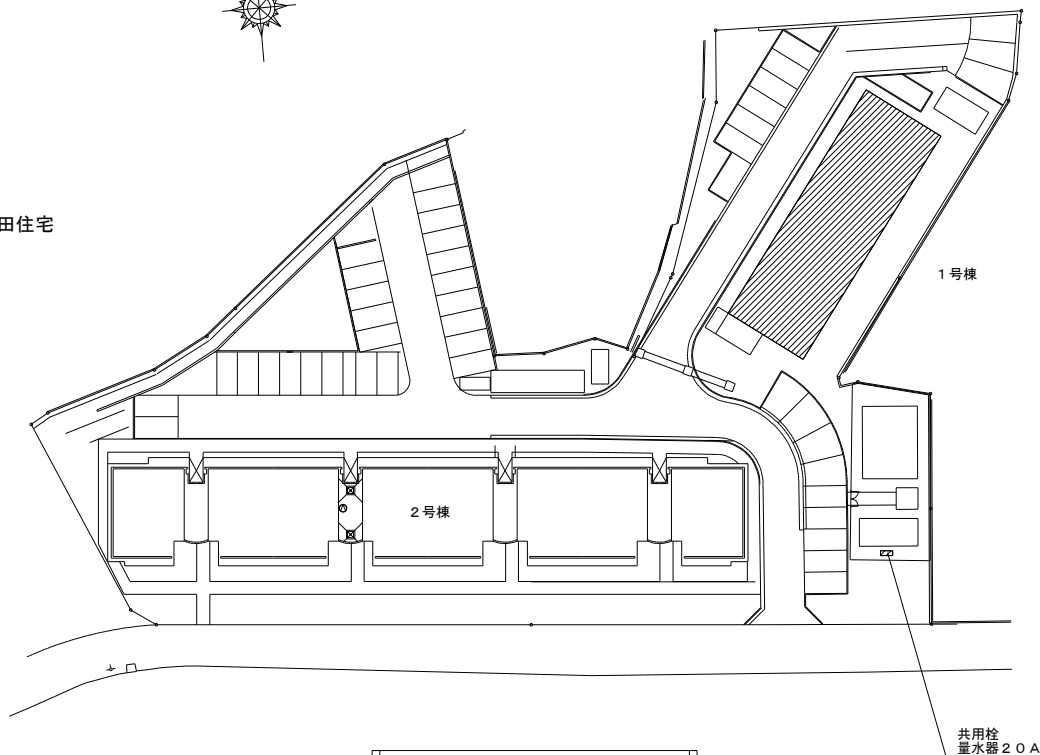
案内図 NO SCALE



凡例：  施工範囲

施工対象：1号棟 4階建 22戸

- ・直読式20A取替
- 共用栓量水器 1個
- ・直読式20A取替



配置図 S=1/600

上田住宅